

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

# 昭和法人会 会報

'20 | 01 199号



写真/カナダ 極北のユーコン クルアニ湖 御神渡り  
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

【主な記事】

- 年頭のご挨拶(P1~4)
- 納税表彰(P5~6)
- 署長講演「明日に架ける橋」(P7~9)
- 第4回税に関する絵はがきコンクール(P10~11)



カナダ 極北のユーコン  
クルアニ国立公園 シンホンシープ (羊)  
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

# CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5~6	納税表彰
7~9	署長講演「明日に架ける橋」 昭和税務署長 近藤 龍彦氏
10~11	第4回税に関する絵はがきコンクール・作品表彰式
12~13	法人会全国大会〈三重大会〉
14	行動する法人会
15~17	市内合同講演会「可能性への挑戦」～舞の海が語る大相撲の裏話～ 元小結 NHK大相撲解説者 舞の海 秀平氏
18~19	税に関する作文
20~23	税務署だより
24~25	県税広報
26~27	市税広報
28	消費税制度改正研修会／やさしい法人税セミナー
29	初級簿記教室／事業承継研修会
30	愛知県連主催 税制研修会／愛知県連 県下横断税務広報
31	社会貢献活動 (区民・市民・町民まつり)
32	瑞穂区・昭和区ブロック連絡協議会 講演会／ e-Tax利用のお願い
33	大規模法人合同講演会／大規模法人e-Tax義務化
34~35	青年部会コーナー
36~37	女性部会コーナー
38~41	新年誌上名刺交換
42	企業情報・格付情報照会サービスのご案内／インターネットセミナーのご案内
43	当面の行事予定



一般社団法人 昭和法人会 会長  
日本特殊陶業株式会社  
顧問

柴垣 信二

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和の時代を迎え初めての年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方を始め、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、長期安倍政権のもとアベノミクスを始めとする各種政策の効果により、これまで堅調で緩やかな回復基調が続いてまいりましたが、最近の情勢は、昨年10月に実施された消費税率の改正により消費の落ち込みが危惧される中、米中間の貿易摩擦、日韓の外交貿易問題などにより企業経営にとっても厳しい環境が続いております。

加えて、昨年秋以来台風19号を始めとする広域災害も頻発し、今後の企業収益にも大きな影響を及ぼすような問題が次々と発生しており、私たちの企業経営の舵取りはますます難しく予断を許さない状況であるといえます。

そのような中、新たな令和という時代を迎え「即位礼正殿の儀」を始め「祝賀御列の儀」「大嘗祭」などの行事が恙無く行われ、日本のこれからの安寧を求める声が国民から沸き上がり、さらに先のワールドカップラグビーでは、日本チームの活躍とともに国の垣根を超えた応援・交流などで国全体が大変盛り上がったものとなりました。

また、本年7月には東京五輪が開催され、その他大型プロジェクトも進むなど、明るい材料もごございますが、私たち中小企業にとりましては、今後の政局の安定とともに、景気の動向がさらに上向きに推移していくよう願うばかりです。

このような中であって、私ども昭和法人会は、

本年、会創立から70周年、社団化から40周年の節目の年を迎えます。これまで「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」ことを基本理念に、税知識の普及や納税知識の効用を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員を始め会員の皆様とともに幅広く積極的な活動を引続き展開してまいりました。

中でも、中心的な事業である公益事業「税知識の普及活動」や「社会貢献活動」などの法人会として課せられた役割については研修会・講演会や市民まつりへの参加など各種事業を企画し推進してまいりましたが、このように伝統ある昭和法人会の諸活動を支えていただいたのは、ひとえに会員の皆様方のご理解ご協力とともに、会運営にご尽力いただいた本会・ブロック・支部・部会役員の方々のご尽力の賜物であると心から感謝と敬意を表する次第です。

今後とも、昭和法人会といたしましては、会員の皆様方の声やニーズを的確に捉え、皆様のお知恵を拝借し、国・県・市の税務ご当局のご指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の健全な発展に貢献する活動を推進してまいりたいと考えております。

どうか会員の皆様方には、今までにも増してご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、迎えました新たな年も、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 年頭のご挨拶



名古屋国税局 課税第二部長

北川 昌弘

令和二年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より、新たな「令和」の時代が始まりました。

新しく迎える年が「令和」の出典である万葉集の締め句「新しき年の初(始)めの初春の今日降る雪のいや重(し)け吉事」のように、良い事が積もり、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、近年、経済社会のICT化やグローバル化の進展を背景とした取引形態や決済手段の多様化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化し、その変化は加速しております。

このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、納税者の皆様へのサービスを充実させるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、昨年10月から消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、法人会の皆様方の御協力を賜りながら制度の周知・広報の取組を推進してきたところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後とも、制度の定着に向けアンテナを高くして取り組んでいくこととしておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度につきましましては、同制度の更なる定着に向けて、e-Taxの利用促進と併せたマイナンバーカードの取得促進や法人番号の社会的インフラとしての利活用についての周知・広報にも取り組んでまいります。

これらの取組を進めていくためには、法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えており、国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 謹賀新年



昭和税務署長

近藤 龍彦

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎え、一般社団法人昭和法人会会員の皆様方に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和税務署長を拝命してから半年が経ち、この間、役員の皆様方を中心とした活発で充実した活動を拝見させていただきました。皆様方の会活動に対する並々ならぬ熱意と御努力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、各部会、ブロック等においては、税知識の普及や納税道義の高揚を図るための啓発活動として税務研修会の開催のほか、各地域でのイベントへの参加や、講演会と演奏会の開催など公益性の高い社会貢献事業並びに次世代を担う児童に対する租税教育を積極的に活動していただいております。改めてお礼を申し上げます。

更には、絵はがきコンクールにつきましても、積極的に募集活動を行っていただき、応募された多くの作品から優秀作品を選考し、表彰していただきました。御多忙の中これらの会活動に御参加いただきました会員の皆様方に改めて深く感謝申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。このような中、私どもに与えられた使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様

に不公平感を与えないよう、適正公平な課税及び徴収に努めているところであります。引き続き、与えられた使命を果たしてまいりたいと存じますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今年も間もなく、令和元年分の所得税及び個人事業者の消費税の確定申告の時期を迎えます。国税庁ホームページにおいて、申告に必要な情報などを提供するとともに、確定申告書等作成コーナーを充実させるなど、ICTを活用した申告の推進を図り、納税者の利便性の向上に努めております。本年1月31日(予定)から「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信ができます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も「ID」と「パスワード」を最寄りの税務署で取得するだけで、e-Taxで送信ができますので、会員企業の役員並びに従業員の皆様方が確定申告書を提出される際にはe-Taxを活用した申告書の提出及び期限内納付の働きかけにつきましても、引き続き御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





愛知県名古屋南部県税事務所長

工 藤 敦

明けましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、個人消費は持ち直し、雇用情勢も改善しているなど、緩やかに回復しています。

しかしながら、先行きについては、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向が懸念されるところです。

このような情勢において、愛知県の県税収入についても、主要税目であります法人二税は、県内主要企業の2020年3月期の業績予想が円高の影響などにより減益に転ずることに加え、地方法人課税の見直しに伴う影響により、減収が見込まれることから、今後の国内外の経済情勢等を注視していく必要があります。

現在、愛知・名古屋では「リニア中央新幹線、産業首都あいち、ジブリパーク」に象徴される日本の未来をつくる取組が動き出し、大きく飛躍のときを迎えているところですが、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる、住みやすさ日本一の愛知、すべての人が輝き、多様な文化・スポーツ・歴史を享受できる、未来へ輝く「進化する愛知」を作っていくため、様々な施策に取り組んでいるところでもあります。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策

を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、法人県民税・事業税の申告手続きについては、eLTAXを活用して電子化することが納税者の皆様の利便性と行政運営の効率化につながることから、その定着に向けて取り組んでまいりましたが、納付手続きについても昨年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、すべての地方団体に一括して電子納税ができるなど、さらに利便性が向上しておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、愛知県では昨年も多く交通死亡事故が発生し、交通死亡事故の上位を占めております。交通事故は決して他人事ではなく、いつ自分の身に起きてもおかしくないものであることを常に意識し、悲惨な交通事故の当事者にならないことはもちろん、大切な人が犠牲にならないよう、ご家族や職場のお仲間、ご近所の人たちにお声かけをしていただき、交通安全の輪を広げていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年であることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和元年度

# 納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和元年10月31日(木) KKRホテル名古屋

## 名古屋国税局長表彰



飯島良彦

一般社団法人昭和法人会 副会長

## 昭和税務署長表彰



浅井啓介	一般社団法人 昭和法人会	理事
小島直之	一般社団法人 昭和法人会	常任理事

## 昭和税務推進協議会長表彰



伊藤敏宏	一般社団法人 昭和法人会	副会長
石井立巳	一般社団法人 昭和法人会	理事
中條元男	一般社団法人 昭和法人会	理事
原野勝至	一般社団法人 昭和法人会	理事

# 「明日に架ける橋」



講師／昭和税務署長 近藤龍彦氏

●日時／令和元年11月20日(水)

●会場／メルパルク名古屋

## 【はじめに】

昭和法人会の役員の皆様方には、日頃から税務行政全般に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

最初に、私の自己紹介をさせていただきますが、これまで資産課税の業務を中心に携わってまいりました。主に所得税の中の譲渡所得(株や土地の売買に伴う所得)、相続税、贈与税、そして、随分前になりますが、バブルの崩壊とともにすぐに廃止となった地価税という税目にも従事しておりました。

本日は、私の経験を交えながら、かなり脱線するかもしれませんが、皆様方が主宰されておられる法人と関連があります「事業承継」を中心にお話しさせていただきます。

その前に、9月、10月に日本列島に相次いで台風が接近・上陸しました。特に台風19号は広範囲に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

## 【新時代「令和」】

さて、その台風の影響で、当初の日程を変更することとなった、「祝賀御列の儀」からちょうど10日、「即位礼正殿の儀」からはや1か月余りが経ちました。

さらに、その前の改元から既に半年以上が経過し、「令和」のR文字も様々な文書で見受けられ、あつという間に浸透していると思います。

今回の元号は、歴代で248の元号で、初めて「万葉集」からの採用としたことが話題になり、多くの国民の心を捉えました。

私自身、最初「令和」と聞いて、職業柄「命令」又は、「令状」の「令」を思い浮かべたのですが、万葉集の「初春の令月にして気淑く風和ぎ」という部分から採ったものと説明があり、初めて「令月」の「令」は「清らかで美しい」の意味で、「令月」が「よき月(時候)」ということを知った次第であります。

「初春正月の良い月で、風は穏やか」という情景は、まさに叙情的であり、日本人の感性にフィットし、皆様方に好感を持って受け入れているとのこと。

今回、「皇位継承」は、生前退位という形でありましたが、極めて円滑に承継され祝福申し上げます。

「令和」という新しい時代になって「税の世界」では、先月から軽減税率を含めた改正消費税が施行されました。

この消費税改正に伴い、キャッシュレス化の波でポイント還元に関心が集まっています。税の世界もキャッシュレス化が進んでおり、パソコンを利用したダイレクト納付やクレジットカードによる納付等が導入されております。

皆様は、〇〇ペイを使ったことがございますか。いずれにしても、あつという間にキャッシュレス化がどんどん進んでいます。

先日の新聞で、豊橋市役所では、窓口業務でAIを活用するとの記事が掲載されていまして、わが職場も変化のテンポの早い高度情報化の波に沿って、そして納税者の皆さんの利便性の向上に務めるため、来年1月からは、「チャットボット」という税の相談にAI(人工知能)を活用して自動で相談するシステムが試験導入されます。

現在は、職員が電話で対応している相談業務ですが、平日の職員の勤務時間に限定されていますが、これからは24時間対応可能となりますので、納税者利便にも繋がるものと考えております。

試験導入ということで、最初は、所得税の医療費控除とか住宅ローン控除など各種控除を中心にサラリーマンや年金収入がある方の「よくある質問」からですが、AIの学習機能により、回答できる範囲が徐々に拡大され、機能の向上も図られると思います。

まさに新しい時代、前に前に進んでいるとの実感があります。皆様の会社においても、常に時代の変化を意識して、会社の発展に粉骨砕身ご尽力されておられることと存じます。

法人数の大多数98%を占める中小企業は、我が国の経済の根幹であり、地域経済の支えでもあり、活力の源でもあります。

そのような中、間近に迫った問題か、まだまだ余裕があるのかの違いがあるものの、経済環境に関係なく訪れるのが「事業承継の問題」です。

この問題については、企業規模や事業内容の如何を問わず、考えない経営者の方はいないと思います。

中小企業庁の公表したデータによりますと、経営者の平均年齢59.5歳、後継者が「いない・決まっていない」が66.6%となっています。

また、経営者の高齢化の進展で、今後10年間で平均引退年齢の70歳を超える中小企業の経営者で見ても、約245万人のうち約半数の127万の会社で後継者が決まっていないとのこと。

円滑な承継ができていない現状のようですが、ただし、参考すべきデータ(2018年)としてご紹介すると、平均寿命、健康寿命とも過去最高を更新し続けています。

男性ですと、香港、スイスに次ぎ世界3位、女性は、香港に次ぎ世界2位で、長寿ということで平均寿命が年とともに伸びております。

また、健康年齢で見ますと、男性が72.14歳、女性が74.79歳ということ。県別で見ますと愛知県は、男性で山梨、埼玉に次ぎ第3位で73.06歳、女性は76.32歳で第1位ということで、健康な経営者として比較的長い間やっていただけの県ではないかと思っております。

一方で、事業承継がうまくできていないという理由としては、「相続、つまり死を前提とした話は、特に身内はタブー視しがちであり、身内が口を切り出しにくいデリケートな話題」、「経営者や事業者の個々の事情(家庭等)により、理屈では割り切れない複雑な問題を抱えていることが多く、円滑な事業承継を難しくしている。」ということで、目先のことを優先して、つつい事業承継の問題解決を先送りしている経営者が多いと思われ。

また、その背景として、「個」の世界を尊重する傾向が益々高まり、実の子であっても配偶者を持ち、世帯(戸籍)が分かれると、たとえ親の方からも意思が伝わりにくい傾向もあるのではないのでしょうか。

以前、部下の中に自己紹介で、自分の特技を「嫁と親の仲裁」と公言していた職員がいましたが、まさに特異な才能と感心しました。



## 【歴史に学ぶ承継時期】

少し視点を変えて、承継を考えてみます。

改元(元号)の話題の続きになりますが、徳川時代に遡ります。

家康は、大阪城で豊臣家を滅ぼした直後の慶長20年(1615年)7月に改元し、元号を「元和(げんな)」と改めました。元和とは平和の始まりという意味です。同時期に、公家、武家、寺社など各層に対して「法度」を發布されました。

一連のこの法度を「偃武令(えんぶれい)」と言いますが、この「偃武」の「偃」というのは、「鍵をかけて二度と出さない」、「武」というのは、「武器」のことで、「武器を倉庫にしまって鍵をかけ二度と出さない」という意味であります。

家康の今後の日本国経営の理念は、「あくまで平和に経営する」ということであり、諸法度もその平和を実現し維持するための仕掛けでありました。

それより12年前の慶長8年(1603年)に、家康は、武家の頭領である征夷大将軍に任命されています。

そして、そのわずか2年後の慶長10年(1605年)には、二代将軍の秀忠にそのポストを譲っています。今でいえば、会長職に退いたとも言えます。

家康にすれば、社長職というポストにいて、ルーティンワークに制約されてなかなか思うことができないので、隠居して会長職に退いてやるべきことを行うという立場をとったわけです。

ただし、隠居したからと言って、遊んで楽しい日々を送る気など全くなかったようで、このときの家康の目的は、あくまでも「豊臣家を滅ぼす」ということです。

そして、実際、家康は大坂の陣の後に理念として「平和」を掲げましたが、この平和を保つ長期政権を維持していくためには、やはり妨げるものを除去する必要性がありました。その妨げるものとは、武士の中に染みついて「下剋上」の思想であり、家康が天下の権限を握るうえで協力してくれた同僚、同士大名の家臣化、これを、制度として大名はもちろんのこと日本国民にも納得してもらうための仕組み(法度)を制定することにより、権力にとって都合の良い体制をとったわけです。

家康の時代には、その理念を掲げて荒っばい開発を行い、秀忠は、父の開いた新しい天地をこと細かく整備し、そして、三代将軍の家光がその上に恒久的に揺るがない幕府を設立したのです。

したがって、三代にわたる徳川幕府権力の確立過程は、家康が創業者として開発し、理念の提起とその周知をした後、秀忠が守成者として整備し、家康の事業を承継して、理念の周知徹底と家康が行った荒い開発を細かく整備しました。その後、家光が承継者として制度化を図り、祖父・父の行った事業を制度化して徳川政権を絶対的なものにしたということです。

とかく家康と家光の間にあり、秀忠は影が薄い向きがありますが、決してそうではないと思います。「創業も難しいが、守成も難しい」と二代目の難しさがあります。その意味で、秀忠は、見事に守成者を成し遂げたとと言えます。

だからこそ、三代目の承継者である家光も果敢な制度化が可能であったわけです。

話は変わりますが、禅の言葉に「啐啄同時(そったくどうじ)」という言葉があります。

その意味は、禅で、「機が熟して悟りを開こうとしている弟子に師がすかさず教示を与えて悟りの境地に導くこと」です。

自然界では、卵の中のヒナ鳥が殻を破ってまさに生まれ出ようとするとき、卵の殻を内側から雛がコツコツとつつくことを「啐」といい、ちょうどそのとき、親鳥が外から殻をコツコツとつつくことを「啄」と言うそうです。

つまり、生まれてくる雛が後継者だとすると、後継者が経営者として努力している瞬間に、先代社長として伝えるべきことを伝える、教えるべきことを教えるという行為で手助けしてあげることが「啐啄同時」です。

事業承継が成功するかどうかは、まさしく「啐啄同時」が実践できるかどうかにかかっており、早すぎてもいけないし、遅すぎてもいけないということになります。

後継者が「そろそろ自分が独り立ちしなければ」と思ったときに、社長として伝えるべきことを伝えることです。

その伝えるべきことには、経営者自身が持つ企業経営のスキルやノウハウ、経営上重要な情報はもちろんのこと、「人的ネットワーク」や「リーダーシップの具体的な手法」などの「見えない資産」も含めて円滑に承継することが大切です。

「啐啄同時」のタイミングが合うことが、スムーズに会社を引き継ぐ条件と言えます。

これは、経営者である皆様方ばかりでなく、我々の職場を含めたサラリーマンの世界でも同じです。経験の浅い若手指導も、まずは一人前になってみせるというモチベーションを持たせることが必要で、能力ある中堅も自分の仕事を淡々とする段階から、培った経験・ノウハウを伝え、部下を束ねるマネジメント能力を発揮しようとする熱意が感じられ、意欲を持った時が管理者に登用するタイミングです。

これを見誤ると、組織力も低下しますし、何よりも仕える部下にとってマイナスです。

もうひとつ、事業承継にかかる節税対策も同じです。税法は毎年のように改正されていく以上、長年にわたり万能な対策はありません。いざ実行しようと思った時には、すでに特例が時限立法でなくなっていたり、効果のない対策になっていることもあります。こちらもタイミングが大切です。

## 【事業承継の税務】

消費税は「社会保障と税の一体改革」の観点から財政確保という目的で改正されましたが、税の性格上、逆進性も働くことから、平成25年度の税制改正において、相続税の機能(富の再分配)から在るべき課税割合ということで、基礎控除額の引き下げ、つまり課税ベースの拡大が平成27年分の相続からされました。

相続税の課税遺産総額の計算上に基礎控除額というものがありますが、この基礎控除額が「課税最低限の金額」と考えていただいていいと思います。

今は、3,000万円+600万円×法定相続人の数=基礎控除額となっておりますが、平成26年以前は5,000万円+1,000万円×法定相続人の数=基礎控除額であったことから、6割水準まで落ちたということになります。

基礎控除額が引き下げられていますので、課税される方の数が増えたということです。

課税割合の推移をみると、バブルの頃は土地の値段が大きく相続財産に影響していきますので、昭和63年は7.9%と大きく上がりましたが、その後基礎控除額が引き上げられ、また、バブルの崩壊とともに土地の値段が下がったこともあり、平成25年には4.1%となっていました。

名古屋国税局管内である東海4県は、東京国税局に次いで課税割合が高い地域であり、全国4.1%のところ、名古屋国税局は5.9%でした。6割水準まで基礎控除額が下がった時点で言いますと、全国4.1%が8.3%と約2倍となっております。名古屋国税局管内では約11%、また、愛知県は約14%となっております。

次に贈与税というのは、相続税と税目が違いますし、税額の計算方法も違いますが、贈与税法という法律はなく、相続税法の中に規定されています。

贈与税は、相続税を補完する税金といわれています。

川の流れて川の水の量を財産の金額とします。川から海へ出るこの瞬間をとらえて相続財産を量るものとして例えますと、皆さん豊川放水路をご存じでしょうか。この放水路を造り、川の水量をグッと少なくすれば相続税の対象となる課税財産が少なくなりやす。贈与税は、放水路に流される水量に課税するという税です。このような放水路によりたくさん水を流してしまえば、相続財産が減ることになります。ですから相続税を補完する税金であると位置付けられています。ただ、贈与することがダメだということではなく、もちろん民法上の行為でありますし、節税対策として

は有用な方法だと思っております。

贈与税は、大きく分けて二つに課税方法が分かれています。一点目としまして、暦年課税というのは、贈与は贈与、相続は相続として考えるもので、生前贈与への課税は贈与税によって完結し、原則として相続税には影響しません。(例外: 3年内贈与加算)

二点目は相続時精算課税制度です。これは、贈与を「相続財産の前倒し」と考えるものです。このため、贈与財産も相続税の計算上加算するとともに、贈与時に納付した贈与税を相続税において精算することになります。

相続と贈与は次世代に財産を受け渡すという点は同じですが、贈与には相続にない次のようなメリットがあります。

一つ目のメリットは、相続税と贈与税で最も大きな違いが時期を選択できるか否かです。

相続はいつ起こるかかわからないため、その時期を自分で決めることができません。

相続では、実際には、50代後半から60代の子が財産を取得するケースが多いのですが、この年齢では、既に子育てや住宅ローンの返済に目途がついていて、資金ニーズが高くない人達が財産を受け取るようになります。

これに対して、贈与は、誰に、いつ、いくら渡すかを、贈与者の意思で決めることができます。

相続発生時における遺言という方法もありますが、実際遺言どおりに実行されるか、ましてやどのように使われるか相続後に確認することができません。

経営者の皆様であれば、後継ぎの経営環境づくりや後継者に自覚を促すため、また、孫に国際的な感覚を持たせるための海外留学資金など将来への意義ある使い方であれば、まさしく「生きたお金」になることでしょう。

ただし、双方の意思疎通が十分でない、働く意欲を減退させるなどデメリットも考えられます。

二つ目のメリットは、争族回避です。

家庭裁判所の遺産分割調停の統計では、財産が5,000万円以下のケースが4分の3程度あり、「分割争いは金持ちのみ」というのは従前の話となっています。

「ウチに限ってトラブルはない」と言っている家庭が危ないようです。

三つ目のメリットは、一代飛ばしです。

財産を渡せる対象にも違いがあります。贈与なら誰にでも財産を渡せますが、相続は原則民法で定められた法定相続人に限られます。

子供がいる場合、孫は法定相続人ではありませんし、養子縁組をしない限り、相続では財産を移転することができません。

贈与であれば、一代飛ばして孫・ひ孫への贈与も可能となります。

次に、具体的な税制面での支援としてある「非上場株式等の納税猶予制度」について続けさせていただきます。

この制度は、後継者である受贈者・相続人等が円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の基、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

この事業承継税制ですが、平成30年度の税制改正により、これまでの措置に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等とされた特例措置が創設されました。

その背景としては、先に申し上げたとおり今後10年間に平均引退年齢の70歳を超える経営者の中小企業の内、約半数が後継者が決まっていないという現状があるからです。

中小企業庁からは、この現状を放置すると、10年間で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性があると考えられています。

このような事業承継の問題は、単なる企業の跡継ぎの問題ではなく、日本経済全体の問題として、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点から、10年間の時限措置として、抜本的に拡充されることとなったものです。

では、事業承継税制の流れの「さわりの部分」を紹介いたします。

まず、「特例承継計画の提出・確認」になりますが、この「特例承継計画」を県知事に提出し、確認を受ける必要があります。

次に後継者に、実際に株式等を「贈与」していただくことになります。

この贈与の後、会社、後継者に関する要件を満たしていることについて、県知事の「円滑化法の認定」を受けていただくことになります。

これらの手続きを経たうえで、贈与税の申告期限までに事業承継税制の適用を受けるという贈与税の申告を行います。

この特例の適用を受けた後は、5年間、事業を継承していただく必要があり、5年経過後は、株式等の保有を継続していただく必要があります。これにより、納税の猶予が継続されます。

その後、先代の経営者の相続が発生した場合には、納税猶予が免除されます。

最初のところの「特例承継計画の策定・提出・確認」について、もう少し説明します。

これは、「特例措置」の適用を受ける前提となるものですので、非常に重要なポイントとなります。

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営改革等支援機関の所見を記載の上、令和5年3月31日までに県知事に提出し、その確認を受けることとなっています。

この支援機関としては、税理士や商工会、商工会議所、金融機関等ですが、金融機関の約500機関、税理士・税理士法人20,000以上の者が認定されています。顧問税理士が「認定経営改革等支援機関」であるか確認していただいて、計画策定の御相談をいただければと思います。

### 【相続税の調査現場】

本日ご出席の皆様方は、法人税の申告をいただいているかと思いますが、相続税は申告する機会があっても、一生のうちには通常は1~3回と思われれます。

わが国の個人金融資産は1,600兆円にのぼり、60歳以上では貯金残高から負債残高を差し引いた純貯蓄額は2,000万円を超えています。

相続税調査における不正の手口の傾向としては、低金利が長期間継続していることもあって、タンス預金などの現金の割合が上昇しています。

以前は、無記名の割引債券とかありましたが、既に発券されなくなつてからかなり経過していますし、金地金の売買も法定調書が整備されています。

税務調査では、被相続人が介護施設に入ったとたん、相続人の一人が身勝手な行動として、何度もATM出金を繰り返して、多額な現金を保有していたり、自分の名義の金融資産に変形させている事例が見受けられます。

また、夫婦間や親族間の贈与の場合、意思確認が曖昧なことが多く、後々税務上のトラブルになるケースがあります。

例えば、「祖父母が孫名義の口座をこっそり開設し、孫名義で預貯金しているが、その孫は、成人した後も自分の名義の預貯金があることを知らない。」「父親が、嫁いだ娘の通帳と印鑑を管理して、途中、娘名義の定期預金の満期が到来した時も、父親が継続手続きを行っている。」「同居している息子は、自分名義の預貯金があることを知っているが、自由に使うことができない。」などがあります。

贈与する場合には、相手に贈与である旨をしっかりと伝えて、跡を残すとともに、実態が伴っていないと贈与とは認められないケースがありますので、ご注意ください。

### 【円滑な承継に向けて】

最後に、結婚式でも耳にするハイネの言葉です。

「愛する者同士は、いつも川の岸辺を歩いてください。川の上流は細いのでつい飛んだり跨いだりして反対の岸に行くこともあります。川の上流ではそれが可能ですが、川幅が広がってだんだん下流になると、仕舞いには橋がないところではお互い渡れませんが、声の限りに呼び合っても、二度と一緒に歩くことができなくなる場合もあります。ですから、愛する者は同じ岸辺を歩いてください。」

事業承継やそれに関する税の検討も、機を逸することなく、タイミングよく橋をかけることが肝要かと存じます。

貴会におかれましては、今後も企業の健全な申告納税への架け橋として、税務行政への変わらぬご支援を賜りますことをお願いいたします。講演を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

文責／一般社団法人 昭和法律会



🏆 **昭和税務署長賞**  
名古屋市立御劔小学校 福島伊凜さん



🏆 **昭和税務連絡協議会会長賞**  
名古屋市立滝川小学校 青山果愛さん

#### 第4回

# 税に関する絵はがきコンクール

法人会では、全国で小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。昭和法人会女性部会では、本年度も小学校6年生を対象とした「第4回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、この夏休みに管内小学校のご協力を得て、作品募集を行いました。

その結果、38編の作品が寄せられ、女性部会では柴垣会長及び昭和税務署の幹部職員を含めた審査会を開催し、その内10編の作品を入賞作品として選びました。その中から「昭和税務署長賞」「昭和法人会会長賞」「税務連絡協議会会長賞」「女性部会長賞」「青年部会長賞」の5作品については、11月17日にイオン八事店で開催した税に関する合同表彰式にて受賞された児童にそれぞれ表彰状を授与しました。また、その他入賞の方々にも、それぞれの学校にて表彰状を交付しました。

合同表彰式では、昭和税務連絡協議会の所属団体がそれぞれ「小学生の習字」「中学生の作文」「中学生の標語」の作品募集の優秀作品について、それぞれ表彰するとともに、絵はがきを含めた各優秀作品を展示し、来場された一般の方々にもご覧いただきました。



11月17日の合同表彰式の光景



🏆 **(一社) 昭和法人会会長賞**  
日進市立竹の山小学校 山浦優音さん



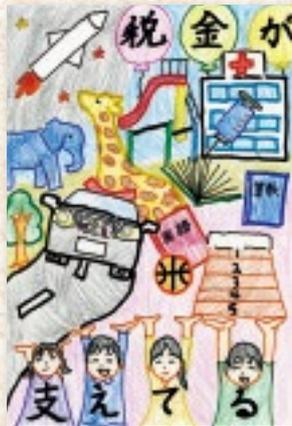
● **昭和法人会女性部会長賞**  
長久手市立南小学校 寺西あおいさん



● **昭和法人会青年部会長賞**  
名古屋市立平針北小学校 金原玄珠さん



● **優秀賞**  
東郷町立東郷小学校 近藤妃夏さん



● **優秀賞**  
名古屋市立滝川小学校  
石川千聖さん



● **優秀賞**  
長久手市立東小学校  
駒場れいさん



● **佳作**  
東郷町立高嶺小学校  
弘中万智さん



● **佳作**  
名古屋市立平針北小学校  
松本健吾さん



昭和税務署長賞の福島 伊凜さん



昭和税務連絡協議会会長賞の青山 果愛さん



(一社)昭和法人会会長賞の山浦 優音さん



女性部会長賞の寺西 あおいさん



青年部会長賞の金原 玄珠さん

# 法人会全国大会〈三重大会〉

●令和元年10月3日(木)  
●津市産業・スポーツセンター  
(サオリーナ)

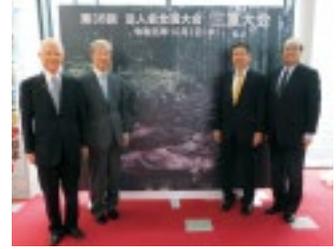


去る10月3日、第36回法人会全国大会が三重県津市サオリーナにおいて全国から約1,800名の会員、関係者が参加し、盛大に開催されました。

第一部は、伊勢神宮広報室の広報課長 音羽 悟氏が「皇室と神宮」と題した記念講演が行われ、伊勢神宮の祭事や位置付け及び皇室との関係などについて、画像を交え丁寧に説明していただきました。

第二部の式典では、小林栄三全法連会長の挨拶に続き、星野次彦国税庁長官、鈴木英敬三重県知事、前場泰幸津市長の各来賓から祝辞を頂戴しました。

その後、会員増強・研修・福利厚生部門での成績優秀な県連等の表彰に続き、「令和2年度税制改正に関する提言」の趣旨説明・報告が行われた後、青年部会による租税教育活動の報告とともに大会宣言が採択されました。



## 令和2年度 税制改正に関する提言 (要約)

### 基本的な課題

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

- ・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。
- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置付け、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- ・超高齢化社会が急速に進化する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることが原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

##### 3. 行政改革の徹底

- ・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行政の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地

方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

##### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

##### 5. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

##### 6. 今後の税制改革のあり方

#### II. 経済活性化と中小企業対策

##### 1. 法人実効税率について

- ・「先進国クラブ」と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- ・EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

##### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
  - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
  - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

##### 3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式会社を含めて事業用資産への課税を軽減

## 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果が期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社

会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日  
全国法人会総連合 全国大会

あるいは免除する制度の創設が求められる。

### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## III. 地方のあり方

・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要にならう。

・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

・地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

・近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

## V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

## 税目別の具体的課題

### 法人税関係

- 1 役員給与の損金算入の拡充
  - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 2 交際費課税の適用期限延長
- 3 公益法人課税

### 所得税関係

- 1 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復  
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
  - (2) 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
  - (3) 個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- 2 少子化対策

### 相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的見直し
  - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税庁の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
  - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
  - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- 2 事業所税の廃止  
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- 3 超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- 4 法定外目的税  
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### その他

- 1 配当に対する二重課税の見直し
- 2 電子申告



# 令和2年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、毎年、中小企業を中心とする企業側の意見等をもとに、税制改正に関する要望・提言を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって議論を交わしました。本年度は、中小企業の活性化に資する措置や事業承継税制の拡充など改正要望意見が多く出されました。

このような各会から出された意見等をもとに、県連から全法連へと順次意見を取り次ぎながら、全国440法人会の総意として「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

これを受け、愛知県連を始めとする県下20法人会で

は、それぞれ地元出身の国会議員に対し、直接「税制改正要望書」を手渡すとともに、要望内容が国会に反映されるよう統一行動を実施しました。

昭和法人会においても、相羽税制副委員長が、臨時国会開会中にもかかわらず近藤昭一衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員にそれぞれ直接訪問面会し、要望書を手渡すとともに私たち中小企業の声を強く訴えその実現に向け要請活動を行いました。

その他、県市町、市町議会、商工会などの地方関係機関にも直接提言書を持参し要請活動を行っています。

## 令和2年度 税制改正 スローガン

- 経済の再生と財政の健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!



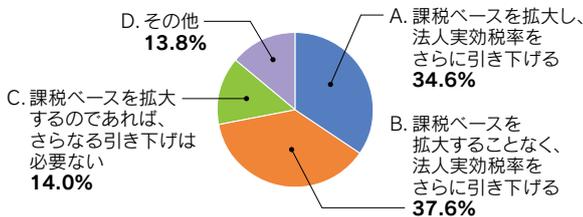
近藤昭一衆議院議員への要請



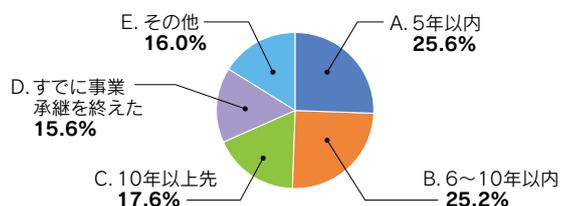
池田佳隆衆議院議員への要請

## 令和2年度税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数 11,249名)

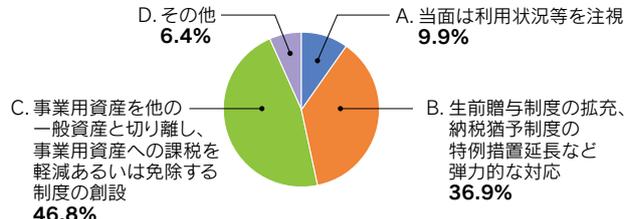
**Q1** 我が国の法人実効税率は29.74%ですが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



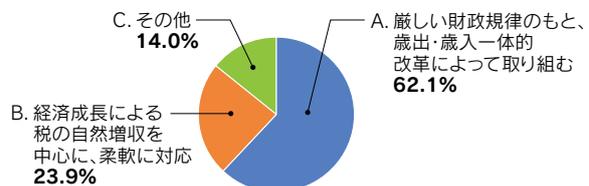
**Q2** あなたの会社の事業承継の時期(予定を含む)についてお答えください。



**Q3** 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。一般的な改正を踏まえて、事業承継についてどのように考えますか。



**Q4** 国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。



# 可能性への挑戦

～舞の海が語る大相撲の裏話～

- 日時 / 令和元年9月3日(火) 13:30 ~ 15:00
- 会場 / 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール



元小結 NHK大相撲解説者

## 舞の海 秀平氏

### 大相撲は日本の伝統文化

大相撲は古くからの日本の伝統文化・芸能、また神事でもあります。武士道精神的なものも取り入れ千年以上奇跡的に生き残ってきました。

最大のピンチは明治時代です。西洋文化が入ってくると、野蛮な裸踊りと見られるようになり、人前で裸になったと相撲をとって逮捕された力士もいました。これで相撲は終わりだと思っていたら、明治天皇が天覧相撲を開き、また日本の伝統や文化を見直そうとする人々も現れて新聞の論調も変わってきました。明治になり、ちょんまげを結う人がいなくなりましたが、相撲界ではちょんまげを残しました。これは歴史上もっとも大切な判断だったと思います。舞妓さ

んも歌舞伎役者も被りものですが、お相撲さんは自分の髪で結っています。

相撲界は古い世界と思われがちですが、新しいものを取り入れるのは早いです。大相撲は昭和44年にはビデオ判定を導入しました。当時、横綱大鵬は45連勝中で、このままいくと双葉山の69連勝を破るかも知れず、一番一番が大切な勝負です。そういうとき「勝った!」と思った一番が負けになりました。翌日の新聞に大きく写真が載っていて、誰が見ても大鵬が勝っていたのです。歴史に残る誤審です。こんなことを続けていては、大相撲は見放されると、2カ月後の次の場所からビデオ判定を導入しました。

### 一度しかない人生、やりたいことに挑戦

大学卒業後は、山形県の高校の教師になることが決まっていました。

卒業2カ月前に大学相撲部の後輩が突然亡くなって、部員全員で葬式の手伝いに行きました。「人間は常に死と隣り合わせ。一度しかない人生、いま本当にやりたいことに挑戦しよう。それは大相撲だ。」と思ったのです。その気持ちを大学の相撲部の監督に打ち明けました。監督は「お前の気持ちはわかった。ところで身長はどれだけだ?」。168.5センチです。173センチないと新弟子検査に合格しません。1~2センチはごまかせるが、相撲協会の偉い親方でないと裏で根回しして入れてくれないと、紹介されたのが出羽海部屋で、出羽海親方(元横綱佐田の山)でした。

しかし新弟子検査はなんと不合格。佐田の山の親方のところに報告に行ったら「落ちたか!」と笑っています。頭にきて、誰にも言わず勝手に東京に戻りました。次の新弟子検査は2カ月後。相談に行った美容外科で頭にシリコンを入れてみませんかと言われ、簡単な説明でしたから気楽に考えていました。新弟



子検査の1カ月前に手術。頭蓋骨と頭の皮膚の間に袋を入れ、1カ月かけて、この袋に注射器で生理食塩水を入れるそうです。手術後の夕方から激痛でした。めまい、脂汗、吐き気、抜け毛。3日間ほとんど眠れず。食塩水が入って顔の皮膚が上に引っ張られた感じでしたが、検査の前日になってもまだ1センチ足りない。新弟子検査日の朝、なかなか食塩水が注入できず、ドクターが麻酔を追加して、やっと最後の水を注入することに成功して、新弟子検査に臨みます。二度目の新弟子検査で合格、日本相撲協会の力士となることができました。

正式に出羽海部屋に入りましたが、納得できないのは師匠がどうして根回ししてくれなかったのかです。師匠は「お前は这个世界でやっていくにはあまりにも小さ過ぎる。余計な苦勞するよりも、就職したほうがお前のためになると思った。シリコンを入れて戻ってきてビックリした。そんな奴は初めてだ」。本当にその体格でやる気があるなら、一度検査に落ちても必ず戻ってくると、覚悟を試されたのだとわかりました。

### 土俵に息づく武士道精神

師匠からは「勝っても威張るな。奢るな。負けてもひがむな。自分の努力が足りないだけ。自分を倒した相手に拍手を送るような気持ちがないと強くなれないぞ。勝った力士は相手を敬う感謝の気持ち、負けた力士はもう一度鍛え直してきますという気持ちになってしっかり礼をなさい」と教えられました。

これは明治時代、出羽海部屋の大先輩である横綱常陸山が、大相撲が野蛮な裸踊りと見られていたので、自分が学んだ武士道精神を力士たちに教え込んで誇りをもたせ、様式美を完成させたのです。そういう教えが、いまに引き継がれ土俵上に息づいています。

私の師匠の佐田の山の親方は厳しいなかにも寛容でユーモアのある人でした。私の新十両の初日、タクシーで場所に向かう途中、高速道路が渋滞に巻き込まれて動きません。タクシーを降り羽織り袴で高速道路を走り、次の降り口でタクシーをつかまえて大阪難波の府立体育館に到着したら、土俵入りが終わっていません。土俵には間に合って勝ちましたが、嬉しくありません。大変なことをした。師匠は責任をとって降格・減給、私は解雇を言い渡されると覚悟を決めていたところ、師匠は「土俵入りに遅刻したから緊張しないで相撲をとれて勝てた。今日も遅刻してみろ」(笑)。救われました。

お金に困ったこともあります。意を決して師匠のところへ借りに行きました。給料が入ってすぐに借りたお金を返しに行ったら、「なんのこただ。お前に貸した覚えはない。相撲を頑張れ」。なんと粹な親方。師匠のためにも、部屋の名譽のためにも、もっと努力して恩返ししたいと士気が高まります。人の心を動かす、生きたお金を使うのはこういうことだと考えさせられました。

普通の親方は「お前たちは稽古が足りない。もっと稽古をしろ」と話をするものですが、うちの師匠は一

切しません。「お前たち、辛いかな？ 学者は頭を痛めて努力している。サラリーマンは心を痛めて努力している。お前たちは力士だ。体を痛めて努力しなさい」。甘えてられない。明日から心を入れ替えて稽古に励もうと思いました。いろいろな話をして私たちを育ててくれました。

肝心な相撲のとり方は何も教えてくれません。それどころか入門してすぐに「お前、好きにやっていいぞ」。「向かっていかず、飛んだり撥ねたりしてもいいですか？」「お前だけは許す」。現役時代、どんな負け方、勝ち方をしても一度も叱られたことはありません。

### 工夫次第で戦える！！

地方巡業で曙関と稽古をしたとき、毎回一突きで土俵下にひっくり返されました。ものすごい力です。しかしひとつ気が付きました。私と相撲をとるときだけ必ず、仕切り線に手をつくと同時に両手で私の肩を一突きするので吹っ飛んでいました。私は考えました。曙関は強いけれど体重のわりに足が細長い。弱点になるかも知れない。両手が肩に当たる直前、真下から攻めたらどうか。その手は、いつか本場所で当たったときのために取っておきました。幕内に昇格して2場所目の九州場所、11日目に曙関と対戦です。

立ち合い、曙関が向かってきました。有り難いことに予想通り両手を伸ばしてきたので、しゃがむと曙関は空振りし、私は相手の腰にピタッ。いつも一突きで飛んでいく私が目の前から消えて腰にくっついていく。慌てて肩越しに私を吊って土俵の外に出してしまおうとします。私は左足で内掛けの作戦に出ますが、思った以上に曙関の足が長くて内掛けが効かない。曙関のもう1本の足を右手で取りに行くが、まだ倒れない。頭で曙関の腹を押した。同時に3カ所押しているということで「三所（みどころ）攻め」という決まり手で勝ちました。

振り返ってみると、「なぜ173cm無いと相撲が取れないのか。身長が足りなくても工夫次第で戦えるかも知れない。こうなったら何としても、それを証明したい」というのが素直な気持ちでした。最後にたどり着いたのが美容外科でのシリコンだったのです。

最後になりますが「悩む人は体を壊す」と知り合いの医者に言われました。皆様も、真面目は程々にして、いい加減を大切に、笑って、いつまでもご活躍ください。

※この記事は令和元年9月3日(火)の講演の要約です。

文責／一般社団法人 昭和法人会

## 市内9法人会合同講演会 次回開催予告

次回合同講演会は、当昭和法人会が幹事会となっています。多くの方のご来場をお待ちしております。

### ●演題：「激動する国際情勢と今後の日本の対応」

～日本の外交・経済・安全上、最大の課題は中国問題である。直面する最新の国際情勢と、日本は外交・経済・安全保障上、いかに対応すべきか～

- 講師：外交政策研究所代表／立命館大学客員教授  
キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

みやけ くにひこ  
**宮家 邦彦氏**

**日時** 令和2年2月13日(木) 13:30～15:00

**場所** 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール  
中区金山1-5-1 (地下鉄名城線「金山駅」より連絡通路あり)



# 令和元年度 税に関する作文



## 愛知県議会議長賞

中学生の「税についての作文」

東郷町立諸輪中学校 3年 きのした さき 木下 紗希さん

### 税のバトンを次の時代へ

歴史は繋がっている。私は普段、こう考えながら歴史を学んでいる。どれだけ文化が今とは違う時代でも、その時代からの一秒一秒が積み重なって今この瞬間ができてきているということだ。

税の歴史は、弥生時代の邪馬台国から始まっている。その頃に税が納められていたことは魏志倭人伝に記載されていて、食べ物が税として納められていた。その後、飛鳥時代には布や絹、室町時代には年貢と変化してきた。そして明治時代に所得税や法人税の仕組みができるなど税の仕組みが大きく変わり、大正時代から税金の基本となる仕組み、法律ができてきた。このような歴史の中で、私が今とは全く違う印象を感じた時代が二つある。

一つは、年貢として税を納めていた時代だ。税を納めていた人々がとても苦しんでいたということに驚いた。私は税といえば、納めることで生活をしていけないほどの苦しさを感じるのではなく、反対に納めると国や地域が快適で豊かになるものだというイメージだった。そのため、教科書でそのページを見たときは衝撃的だった。

もう一つは、大正・昭和の戦費調達のために税が使われてい

た時代だ。私には税は国や地域の発展のために使われるという概念があったため、多くの命をうばった戦争に使われていたことを知り、何とも言えない心情になった。

これらの税のイメージが良くない時代でも、それがあって今がある。今まで、税が国民の安全で快適な暮らし、平等な教育のために使われていること。具体的には無料で学校で授業が受けられることや舗装された道路を通れること、病院での費用を税金が負担していることが当たり前だと思っていた。しかし、長い歴史で考えると、それが当たり前ではないのだと知ることができた。また、これらを当たり前だと感じられるのはとても幸せなことだと実感した。今、このような世の中になっているのは、税ができた弥生時代から今までの長い歴史が繋がっているからだ。

だからこそ、私たちも次の時代、さらに次の時代へと歴史を繋いでいかなければならない。より税を生かすには、少子高齢社会などの現在・未来の時代の状況に合わせた税の使い方をしていくことが大切だと思う。しかし、どんな時代でも変わってはいけないことがあると思う。それは、税を使ううえでの前提は国や地域の発展、安心・安全で平等な暮らしのためであるということだ。戦争のために税を使っていた過去があったからこそ、次の時代へその前提を伝えていかなければならない。またそれと共に、今の生活が当たり前でできていることを、今まで生きてきた先人に感謝しなければならないと思う。今までの先人が繋いできた税のバトンを次の時代へ繋いでいきたい。



## 愛知県納税貯蓄組合連合会会長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立津賀田中学校 3年 くわはら ゆうこ 桑原 結子さん

### ふるさと納税は必要か

母が最近ふるさと納税をやりがついています。友人がSNSでふるさと納税の返礼品として手に入れたメロンやマンゴーなどの高級フルーツを紹介しているのを見てうらやましがっています。今、母は給料から年に何十万も地方税が引かれています。当たり前ですが、プレゼントはありません。ふるさと納税で、好きな自治体に寄附をすれば、寄附金額に応じて地方税が控除され返礼品がもらえるそうです。お米にしようか、うなぎにしようか、ふるさと納税のウェブサイトを見てはわくわくしています。お肉も捨てがたいです。やらない理由はないのではないかとまで思いました。

しかし、週末の朝、団らんの中でこの話をした時、祖父母に強く反対されました。私たちは名古屋に住んでいて、名古屋の道路や公園などの様々な素晴らしい施設を使っているのだから、名古屋に地方税を払うべきだと言うのです。

なるほど、確かに。東山動物園、名古屋市科学館など日本でも最高の施設に、私たち小中学生は無料で入場することができます。そして、名古屋は、ごみの収集も週に何度も行われ、とても清潔で便利だと感じます。以前、救急車を呼んだ時に、名古屋市内なら六分以内に着くように救急車が配備されていると聞き

ました。これは本当にすごい事だと思います。また、私たちが毎日受けている教育のことを忘れてはいけません。全ての学校に、冷暖房が設置されており、パソコンや理科の実験など、興味深い授業を快適に受けることができます。私はプールの授業や楽器の授業をととても楽しく受けています。これらは全て税金によってまかなわれているそうです。つまり私たちは、税金によってこんなにも素晴らしい環境で学ぶことができているということに気づきました。

これらの事を考えると、やはり、母は縁もゆかりもない知らない土地にプレゼント欲しさに寄附をするのではなく、私たちのためにも、いつもお世話になっている名古屋に税金を納めるべきだと強く思いました。

ただ、名古屋には、こんなにも質の高い行政サービスができるほどたくさんの税金が納められているのに対し、人口が少なく、企業もあまり多くない地方では、納められる地方税の額も少ないと思います。国から交付される補助金だけでは、必要最低限のサービスしか提供することができないのではないのでしょうか。そう考えると、ふるさと納税という制度自体は地方を応援するためにはとてもよいものだと思います。

私は、返礼品にこだわりすぎず、同じ日本に住む仲間を応援する気持ちが国民の中で高まることを望みます。そして、地方の人々も私たちと同じように質の高い行政サービスを受けることができ、毎日により便利かつ快適に過ごせるようになることを願っています。



## 昭和税務署長賞

### 中学生の「税についての作文」

長久手市立南中学校 3年 しみず ゆづる 清水 夕鶴さん

## 税とわたし

「税金って何に使われているの?」と聞かれたら、みなさんはすぐに答えることができますか。誰もが払っている税金ですが、わたしたちの生活とどのように関わっているのかは意外と知られていないような気がします。

しかし、税金は国民全員と関わっているのです。

わたしの母は四年前に離婚しました。母はわたしたち兄妹三人を育てながら働いていますが、家族が生活するのに十分な収入があるわけではありません。そのため、国や自治体から補助を受けています。例えば、わたしが怪我をして病院に行くと無料で治療を受けられます。他にも、学校に支払う給食費などの諸経費も補助されていると聞いたことがあります。市の学習支援プログラムで塾に通うこともできています。このように、わたしは他の人よりも多く税金の恩恵を受けています。それを知ったのは、わたしの母が骨折したのがきっかけでした。母が、「医療費の助成制度があるから助かるね。」と話していたのを聞いて、わたしは初めて、母や兄の医療費が税金でまかなわれていることを知りました。それから母に、わたしが受けているいろいろな補助につい

て聞きました。

その話を聞いたときに、ありがたいと思う反面、他の人は払ってばかりで不公平だと思わないのだろうか、と思いました。その事を母に聞くと、みんなもいろいろな形で税金を使っていることを教えてくれました。一般的に、医療費の七割は国が負担していたり、小中学校の授業料や教科書代は税金でまかなわれていたりするそうです。インターネットで調べると、税金は年金や介護、町の整備、災害対策などいろいろな事に使われていることが分かりました。

子供がいる人、高齢者の人、障害を持っている人、生活保護を受けている人など、立場によって税金の使われ方が違います。でも、使われ方は違っていてもみんなどこかで税金の恩恵を受けているのです。

税金が何に使われていて、わたしたちの生活とどのように関わっているのか。気づきにくいけれど、税金はみんなの身近なところで使われていて、わたしたちの生活を支えているのだとわたしは思います。子供のわたしは、税金をたくさん払って誰かの役に立つことはできません。しかし、税金によって支給された教科書を大切に使い、しっかり勉強することはできます。今のわたしにできることは少ししかないかもしれませんが、感謝しながら生活していきたいです。そして、学校生活を思いきり楽しみたいです。今回、税についてたくさん知ることができました。それでも、まだまだ知らないことはたくさんあると思うので、これからも税についての理解を深めていきたいです。



## 昭和税務署長賞

### 中学生の「税についての作文」

名古屋市立南天白中学校 3年 やまもと 山本 しいなさん

## 税を納めることの大切さ

私は今年久々にフィリピンに帰国した。そこで困ったことがあった。フィリピンのショッピングモールのトイレにトイレットペーパーがなかった。日本には必ずどこのトイレにもある。久々にフィリピンに帰って思ったが学校にもトイレットペーパーがない。だから常にティッシュを持ち歩く必要がある。

またフィリピンの道路の設備が日本と比べてあまり良くない。日本では当たり前信号機がある。だが私が住んでいる所では信号機がなく、みんなクラクションをならし合いながら運転をしている。私が反対側の道路に横断しようとした時、信号機がないためそこを走るバイクや車などを避けながら渡っていたら三歳くらいの女の子がバイクに当たりそうになり鳥肌が立つほどヒヤヒヤした。日本には信号機があるのであまりヒヤヒヤすることなく道路を横断できるが、フィリピンではそうではないことを知った。そこで改めて税金の大切さに気付かされた。

その他にも、日本の学校では新品の教科書を自分のものとして買うことができる。だが、フィリピンの公立の学校では教科書を借りて勉強する。たくさんの人が借りたその教科書は日本のように真新しいものではない。昨年日本の学校に通うことになっ

たフィリピンの友達がいる。その友達が嬉しそうに新品の教科書を貰ったと私に報告していた。その友達を見て私も嬉しくなったのを覚えている。これも税金のおかげだと私は思った。

そしてフィリピンに帰って気になったことがあった。それは平日にも関わらず子供が学校ではなく家にいたことだ。疑問に思ったので母に聞いてみたところ、「家族を助けるためにアルバイトなどをして働き、水道が通っていないから水くみ場に行って水をくんで、兄弟が多いところでは兄弟の面倒を見なければならないから学校に行く余裕がないんだよ。」と教えてくれた。

日本にいる多くの子供は学校に通っているだろう。フィリピンでは学びたくても学べない子供がたくさんいる。でも日本では新品の教科書を貰うことができ、誰もが学べるチャンスを与えられる。そのことに日本の小、中学生は学校で勉強できる幸せを感じてほしいと思った。

そして私も税金によって今の私たちの暮らしがどれだけ助けられているか、もっと税への意識を高めながら考えていきたい。フィリピンなど学校に通うことができない多くの子供たちが通えるよう税金をきちんと納められる大人になりたいと心からそう思った。

# これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!  
「身分証明書」  
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「電子証明書」が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

## くらしを便利に! マイナンバーカード!



**身分証明書**  
になる!  
ライブ会場の入場、  
携帯の契約、会員登録  
などに使える!



**各種証明書をコンビニ**  
で取得できる!  
全国のコンビニで、住民票の  
写しや課税証明書などが取得  
できる!  
※市区町村によってサービス内容が異なります。  
※毎日6:30~23:00までとなります。



**ポイントで** **2020年度**  
**買い物ができる!** **実施予定!**  
地域の商店やオンラインで  
お買い物に使える!



**健康保険証**  
として使える!  
**2021年3月(予定)からスタート!**  
ピツとかざすだけでOK!  
とっても便利に!

### スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナンバ ー  
**0120-95-0178**

平日 9時30分~20時00分  
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの  
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード  
**050-3818-1250**    その他のお問合せ  
**050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about My Number System  
**0120-0178-26**

通知カード、マイナンバーカード  
Inquiries about Notification Card and My Number Card  
**0120-0178-27**

マイナンバーカードの  
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

# これがマイナンバーカードだ!!

《おもて面》

《実寸サイズ》



《うら面》

《実寸サイズ》



① おもて面は、**対面での身分証明書**に!



いろんなところで使えるよ!

- レンタルショップ
- イベント会場 等

② マイナンバーの提示  
おもて面とセットで

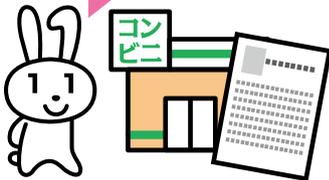


③ ICチップの「電子証明書」は  
“デジタルの身分証明書”

電子証明書の利用には、  
マイナンバーは使わない仕組みだよ

## くらしを便利に! マイナンバーカード!!

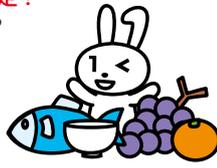
各種証明書を  
コンビニで取れる!



- ※市区町村によってサービス内容が異なります。
- ※毎日6:30~23:00までとなります。

ポイントで買い物ができる!

2020年度実施予定!  
詳しくはこちら



健康保険証として  
使えるようになる!

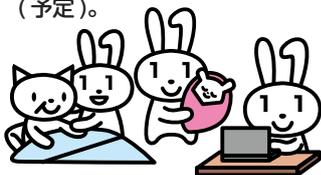


2021年3月(予定)  
からスタート!



スマホ・パソコン  
でラクラク

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



民間の  
オンラインサービス  
でも使える!

ICチップの電子証明書  
で本人確認ができる!  
書類郵送などの手間  
がかかりません!



社員証としての  
利用も!

民間企業の  
社員証としての活用も  
広がっています。



e-Taxも、もっと便利に!

2019年分からPCと  
ICカードリーダーライター  
がなくても、いつでも  
どこでも、スマートフォン  
で所得税申告ができます。



スマホで、  
マイナポータルでの  
電子申請が  
もっと便利に!

マイナンバーカードを読み取る  
スマートフォンの機種が今後  
ますます増えます。

- ※2019年7月現在 Android 80機種に対応
- ※2019年中にiOSにも対応予定

マンガで  
解説!

# マイナンバー&マイナンバーカード よくある誤解

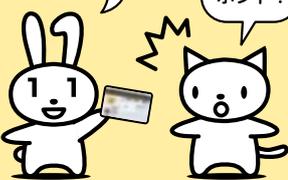
## ① マイナンバーを見られたら大変なことに…!?

マイナンバーカード  
ってマイナンバー  
書いてあるから怖くない?



マイナンバーは  
見られても大丈夫!

ホント?



マイナンバーを見られても  
それだけで財産的被害は生じない

●なりすまし防止対策  
マイナンバーを使う手続では顔写真  
付きの身分証明書での本人確認が義務

●他人が使えないように  
なってるんだよ

●知らなかった!



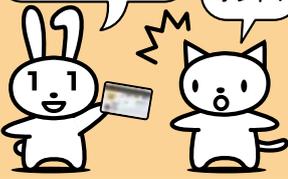
## ② ICチップの中にたくさんの情報が…!?

でも、ICチップに  
知られたくない個人情報  
がたくさん入ってそう  
じゃない?



ICチップには、  
たくさんの情報は  
入っていないよ!

ホント?



●ICチップに入っている情報

①氏名、住所、生年月日、顔写真  
マイナンバー…→券面に記載の情報

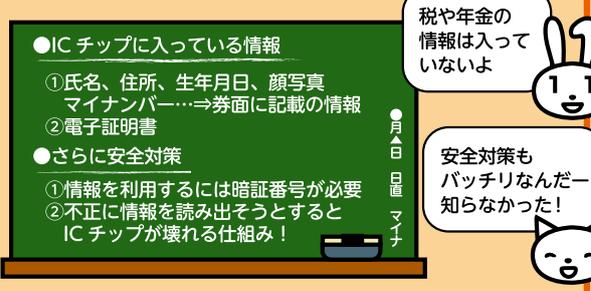
②電子証明書

●さらに安全対策

①情報を利用するには暗証番号が必要  
②不正に情報を読み出そうとすると  
ICチップが壊れる仕組み!

●税や年金の  
情報は入って  
いないよ

●安全対策も  
バッチリなんだー  
知らなかった!



## ③ マイナンバーで監視される…!?

でも、そもそも  
マイナンバーって国が  
国民を監視する仕組み  
じゃない?



監視なんてしてないし  
マイナンバーで監視は  
できないよ!

ホント?



●監視できる仕組みではない

マイナンバーで情報を1ヶ所に  
集めて監視することを禁止  
(マイナンバー法)

●例えば、銀行に  
マイナンバーを提示  
しても、国に預金  
情報が知られる  
わけではないよ

●安心!  
知らなかった!



### マイナンバーについてのお問合せ



マイナンバー  
総合フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

平日: 9時30分~20時00分  
土日祝: 9時30分~17時30分 年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの  
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード  
**050-3818-1250**

その他のお問合せ  
**050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about My Number System  
**0120-0178-26**

通知カード、マイナンバーカード  
Inquiries about Notification Card and My Number Card  
**0120-0178-27**

マイナンバー  
カードの  
申請方法は  
こちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

# スマホ×確定申告～ネクストステージ～

## 進化するスマート申告！



### スマホで見やすい専用画面

令和2年1月31日(予定)から、**スマートフォン等専用画面**をご利用いただける方の範囲が広がります。

- ・年金収入や副業等の雑所得がある方
- ・2か所以上の給与所得がある方 など

(注)スマートフォン等専用画面が表示されない場合でも、申告書の作成は可能です。

確定申告書等作成コーナー

検索

申告書の作成  
はこちらから！



※ 掲載QRコードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

### e-Taxで手続完結

令和2年1月31日(予定)から、「**マイナンバーカード**」と「**マイナンバーカード対応のスマートフォン**」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「**ID**」と「**パスワード**」を最寄りの税務署で取得するだけで、e-Taxで送信できます。

(注)タブレット端末からもご利用いただけます。

「マイナンバーカード対応のスマートフォン」で送信



画面の案内に従って、必要なアプリをインストール



マイナンバーカードを認証

「ID」と「パスワード」で送信



ID・パスワードの発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**最寄りの税務署**にお越しください。

ご不明な点は、名古屋国税局ホームページ・電話で確認できます。

名古屋国税局ホームページでは、

申告書等作成の際に役立つ情報を掲載しています！

名古屋国税局



※ 掲載QRコードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。

申告や納税についてのお問合せ先

『電話相談センター』

をご利用ください。

- ※ ご利用方法…最寄りの税務署にお掛けください。自動音声案内により『1』を選択すると『電話相談センター』につながります。(税務相談室職員がお答えします)
- ※ 最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。

送信方法、エラー解消などのお問合せ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-コクセイ

0570-01-5901(全国一律市内通話料金)



- 【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時(祝日など及び年末年始を除きます。)
- ※ 受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページで確認ください。
- ※ 上記の電話番号が御利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

名古屋国税局・税務署

eLTAX (エルタックス) では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

### ◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができるようになりました。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」を導入しました。

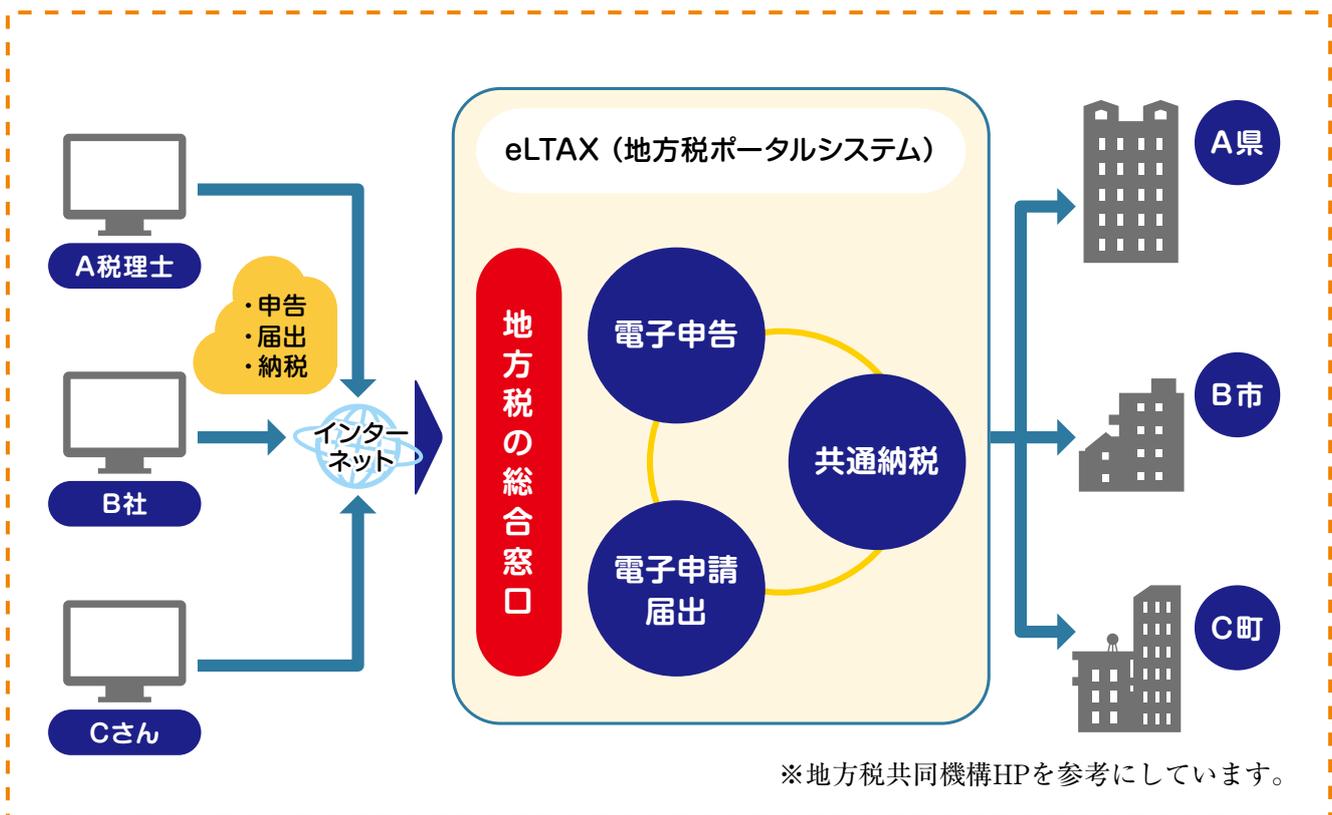
ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易になりました。

### ◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

### ◆納税できる県税は

- 法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税



◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 税務課 電子納税

検索

### 【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ  
電話 052-682-8923 (ダイヤルイン)

## 令和元年10月1日から自動車税が変わりました

※ 自動車税「種別割」に名称変更・一部の乗用車の税率引き下げ ※



令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）及びキャンピング車（登録車）から、自動車税（種別割）の税率が引き下げられました。

**ご注意：令和元年9月30日以前に登録を受けた自動車の税率は変更されず、従前どおりとなります。**

・令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）の自動車税「種別割」の税率表

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率（引下げ額）
1,000cc 以下	29,500円	25,000円（▲4,500円）
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円（▲4,000円）
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円（▲3,500円）
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円（▲1,500円）
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円（▲1,000円）
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円（▲1,000円）
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円（▲1,000円）
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円（▲1,000円）
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円（▲1,000円）
6,000cc 超	111,000円	110,000円（▲1,000円）

・令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたキャンピング車（登録車）の自動車税「種別割」の税率表

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率（引下げ額）
1,000cc 以下	23,600円	20,000円（▲3,600円）
1,000cc 超 1,500cc 以下	27,600円	24,400円（▲3,200円）
1,500cc 超 2,000cc 以下	31,600円	28,800円（▲2,800円）
2,000cc 超 2,500cc 以下	36,000円	34,800円（▲1,200円）
2,500cc 超 3,000cc 以下	40,800円	40,000円（▲800円）
3,000cc 超 3,500cc 以下	46,400円	45,600円（▲800円）
3,500cc 超 4,000cc 以下	53,200円	52,400円（▲800円）
4,000cc 超 4,500cc 以下	61,200円	60,400円（▲800円）
4,500cc 超 6,000cc 以下	70,400円	69,600円（▲800円）
6,000cc 超	88,800円	88,000円（▲800円）

※他の変更点などは愛知県税務課のホームページをご覧ください。

愛知県税務課

検索

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>)

【自動車税「種別割」のお問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-682-8924（ダイヤルイン）

# 個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

## ●個人別明細書と総括表の提出について

### 1 提出期限

なるべく令和2年1月20日(月)までに提出をお願いします。(提出期限は令和2年1月31日(金)です。)

### 2 個人別明細書の提出対象

令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間)中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和2年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和元年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和元年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

### 3 提出先

令和2年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

## ●提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書の提出を地方税ポータルシステム「eLTAX」(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

## ●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)  
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

# 償却資産(固定資産税)申告書の提出

## 1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

## 2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和2年1月31日(金)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和2年1月20日(月)までの提出にご協力ください。

## 3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を金山市税事務所、栄市税事務所、ささしま市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	ささしま市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	TEL(052)588-8009 FAX(052)588-8019

# 税務研修会

## 「ここが変わった消費税制度」

### ～消費税制度改正研修会～

●令和元年9月5日(木) 名古屋市中小企業振興会館 会議室



昭和法人会では、10月1日から施行された「消費税の軽減税率制度」に対応する税務研修会を、9月5日(木)に40名の参加者を集め中小企業振興会館会議室にて開催しました。

この研修会は、消費税率の引上げと軽減税率の導入が直前に迫ったこの時期に、初めて導入される複数税率に対応するため、まだ準備の済んでいない事業者や準備の確認のために企画いたしました。講師には、昭和税務署の担当官及び中小企業診断士の服部功氏にお願いし、会社の実務に直結する仕入税額控除に関する改正事項や補助金制度等について勉強していただきました。参加者は、最後まで熱心にメモを取ったり質問をするなど活気あふれる研修会となりました。

## やさしい法人税セミナー

●令和元年9月3日(火)、10日(火)、18日(水)、  
25日(水)、10月2日(水)、9日(水)の6日間  
昭和ビル9階ホール

●講師／税理士 小掠めぐみ氏  
(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)

本年度で6回目となる「やさしい法人税セミナー」を、昭和・名古屋中・千種法人会の三会合同で開催しました。この講座は、税知識の普及事業として「法人税の基礎実務の学習と企業会計の調整ポイントを把握しよう！」をテーマとして毎年開催しているものです。

講師は、税理士の小掠めぐみ氏(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)にお願いし、大蔵財務協会発行の「図解法人税」を教本に、6日間の日程で体系的にわかりやすく説明していただきました。



本年度の当会からの受講者は10名で全体では79名の方が受講されました。毎年、新たに経理担当になられた方等が多く受講され、聞きなれない税務用語や取扱いにメモを取るなど熱心に受講していました。この研修は、法人税務知識の習得を目指す方や、企業において決算書や法人税申告書作成に携わる方は是非受講されることをお勧めいたします。



電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

# 初級簿記教室 ～複式簿記の原理と会計の基礎実務～

- 令和元年9月25日(水)、27日(金)、10月2日(水)、7日(月)、10日(木)、15日(火)、18日(金)、24日(木)の8日間  
名古屋市中小企業振興会館 会議室
- 講師／税理士 仙田浩人氏



本年度も、当会の伝統行事として第38回目を迎えた『初級簿記教室』を開催したところ、新入社員や初めて経理担当になった方々など11名が申し込まれ、9月25日から10月24日の間の延べ8日間に亘り名古屋市中小企業振興会館において行いました。

この講座は、簿記の基礎知識や仕訳の仕方、試算表の作成、日々の取引の記帳等、実務に即応する知識の習得を目的に開催している教室で、簿記の各項目について体系的に講義を行っています。本年度から授業時間が2日間減り濃縮された内容で実施することとなりました。

講師には、名古屋税理士会昭和支部の税理士 仙田浩人氏に引続き

お願いし、受講生も簿記の仕組みや仕訳などでは、講師からの回答の指名に悪戦苦闘していましたが、最後までしっかりやり通しました。受講者の中には、この後に日本商工会議所簿記検定への受験・合格に向け頑張っておられました。

# 税務研修会 「よくわかる事業承継セミナー」 ～事業承継とは現経営者から後継者へのバトンタッチ～



税理士・中小企業診断士 石黒 晃氏

- 令和元年12月4日(水)  
名古屋市中小企業振興会館 会議室
- 講師／税理士・中小企業診断士 石黒 晃氏

昭和法人会では、昨今中小企業を中心に話題となっている「事業承継」に関するセミナーを、当会では初めて12月4日(水)に中小企業振興会館会議室にて開催しました。

中小企業経営者の高齢化が進む中で、日本経済を底辺から支えてきた中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性の維持向上は、日本経済にとっても喫緊の課題となっています。特に、後継者の育成問題とともに

自社株式や事業用資産を後継者が取得する際の贈与税や相続税の税負担がこれまで大きな課題となっていました。

このような中、平成30年度税制改正において、これまであった「事業承継税制」が拡充され「その特例」が創設されました。当会では、今回初めて、この特例事業承継税制を含めた税制面のほか経営の承継という幅広い観点からとらえた「よくわかる事業承継セミナー」を開催した結果、29名の方々が参加されました。

講師には、税理士・中小企業診断士であり事業承継問題にも精通されている石黒晃氏にお願いし、参考図書を始め中小企業基盤整備機構及び日本政策金融公庫が作成した資料を有効に活用し、わかりやすく事業承継のポイントや問題点、メリット・デメリットなどを解説いただきました。

参加者は、事業承継問題はそれぞれの会社の事情により後継者育成や節税策、その他の取扱いも異なることから、顧問税理士等を上手に活用した事業承継策の必要性を強く再認識した講座となりました。

# 愛知県連税制委員会主催 税制研修会

●令和元年11月13日(水) ホテルグランコート名古屋



講師の鈴木税制委員長



満席となった研修会会場

愛知県連税制委員会では、税制改正の提言活動の研究の資とするため、毎年県下単位会の役員を対象に「税制講演会」を開催しておりましたが、本年度は従前の講演会ではなく、現在法人会が推し進めている「自主点検チェックシート」の拡大推進策として、税制委員及び単位会役員が率先してこの施策の推進を図ることを目的に、「実践 企業税務コンプライアンス向上研修会」と題して税務研修会を11月13日(水)にホテルグランコート名古屋にて県下法人会から200名が参加し開催されました。

本年度の講師は、愛知県連税制委員長の鈴木幹雄氏と国税局法人課税課課長補佐の塚元 修氏による進行

で、参加者はそれぞれが「自主点検チェックシート」により自身の会社の点検を行い、その解説を講師が行うという方法で進められました。参加者からは、これまでは会計士・税理士等に任せきりだったことが、自身で点検を行ったことにより、改めて会社の良い点・不備な点等に気付くことができ、そのことが法人会提供のチェックシートにより実施できることに感心するとともに税務コンプライアンスの必要性を再度認識するなど、意義のある研修会となりました。

## 愛知県連 県下横断税務広報



●令和元年11月14日(木)

金山駅、名古屋駅、一宮駅、豊橋駅周辺

愛知県連では、「税を考える週間」に合わせ、11月14日(木)に愛知県下の主要4駅を横断し税務広報活動を実施しました。

この活動は、「税を考える週間」の周知、納税意識の高揚、軽減税率制度、国税電子申告・納税システム「e-Tax」の利便性などの広報を目的とし、広く地域社会に税と税の大切さについて考える“きっかけ”を創出するイベントとして、実施駅に隣接する単位会の青年部会が中心となって広報活動を行うもので、当会からも金山駅において米本青年部会長ら6名が参加しました。

また、「法人会広報大使」の女優佐藤 奈織美さんやMAGIC☆PRINCEの平野泰新さん・大城 光さんもこの広報活動に加わり、地元マスメディアにも取り上げられるなど効果の上まった広報施策となりました。



# 社会貢献活動

昭和法人会では、社会貢献活動の一環として、毎年管内2区2市1町で開催される地域住民まつりに参加してブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレット・マンガ本などを配布したほか、各種景品を抽選等により配布するなど毎年人気のブースとなっています。本年は、5か所の会場ともに晴天に恵まれ、各会場ともに多くの来場者に対し、それぞれ工夫を凝らした税の啓蒙活動と法人会のPRを行うことができました。

## 昭和区区民まつり

- 日時／10月27日(日)
- 場所／鶴舞公園



## 天白区区民まつり

- 日時／10月27日(日)
- 場所／天白公園



## 2019 ながくて市民まつり

- 日時／11月10日(日)
- 場所／長久手市役所周辺



## 東郷町文化産業まつり

- 日時／11月10日(日)
- 場所／東郷町いこまい館周辺



## にっしん市民まつり

- 日時／11月17日(日)
- 場所／日進市役所周辺



# 瑞穂区・昭和区ブロック連絡協議会 「税務研修会と経営講演会」

●令和元年10月16日(水) 熱田神宮会館

●第一部講師／昭和税務署 法人課税第一部門統括官 井口雅之氏

第二部講師／合同会社おもてなし創造カンパニー代表 矢部輝夫氏



講師の矢部輝夫氏

10月16日、熱田神宮会館において、瑞穂区・昭和区ブロック連絡協議会共催による研修・講演会が、会場の回りでは天候にも恵まれ七五三や結婚式の撮影など華やかな雰囲気の中で43名の参加を得て開催されました。

第一部の税務研修会では、昭和税務署法人課税第一統括官井口雅之氏をお迎えして、「印紙税って何？」と題し「印紙税の手引」を教材に説明され、課税文書と非課税文書の違いや印紙税額一覧表による税額など大変分かり易く説明して頂きました。

第二部の経営講演会は、おもてなし創造カンパニー代表の矢部輝夫氏をお迎えして「新幹線清掃チーム『7分間の奇跡』」と題して、感動的な講演をして頂きました。

矢部氏は、旧国鉄に入社し40年間勤務した鉄道マンでしたが、JR東日本の子会社である鉄道整備会社である(株)JR東日本テクノハートTESSEIに異動となりました。

テッセイとは、新幹線のお掃除の会社で、スタッフの平均年齢は60歳前後と『きつい』『汚い』『危険』の3K職場で、誇りを持って働いているわけでもなく、決してモラルが高い職場でもなく離職率も高い状況でした。

このテッセイの仕事は、新幹線が到着すると折り返し運転を始めるまでの時間が12分で、降車に2分、乗車に3分が充てられるため、清掃に充てる時間はわずか7分間です。1チーム22人で、ゴミ回収はもちろん全てのテーブル、窓枠を拭き、座席の向きを進行方向に変更し、破損箇所や忘れ物のチェックも行います。さらには、トイレ掃除もこの7分

間に行うわけですが、基本的に1車両を1人が担当し、限られた時間の中で作業をするので、常に時間との勝負で、掃除が遅れてしまえば、発車時刻も遅れて、運行に支障を来たしてしまいます。

矢部氏は着任して、「皆さんは、単なる掃除のおばちゃん・おじちゃんではない。お客様に気持ちよく新幹線を利用して頂く、おもてなしの会社で、新幹線劇場のスタッフの一員なんです。」と訴えて、スタッフに誇りを芽生えさせたといいます。

そして、従来のいかにもお掃除屋さんという見た目の制服から、テーマパークやレストランの従業員が身につけるような制服に変えました。

次に、テッセイでは、チーム単位で動きますからチームで、毎日スモールミーティングを行ってもらい、ミーティングで決定したことは、いちいち本社に許可を取る必要はなく自由にやってもらい、ある程度の裁量をチームに委譲しました。さらに主任の中から約30人を指名して、仕事をしながら仲間を見たこと聞いたことの中から良いことだけをどんどんリポートさせる「エンジェルリポート」というものを毎日書かせ、本社でまとめて全スタッフに公開しました。

このようなことを積み重ね、3K職場から世界中が賞賛するお客様の旅を盛り上げる新幹線劇場のキャストへ変貌させたのでした。



## e-Tax 利用のお願い

名古屋市内法人会 e-Tax 推進合同会議

名古屋市内の9法人会では、平成22年9月から連携して、「e-Tax利用の実施について」と題した依頼文により会員の方へe-Tax利用のご案内をしてまいりました。

この取組みによって、名古屋国税局管内におけるe-Taxの利用割合の向上に少なからず寄与することができたものと考えております。

これも、一重に皆様方の活動へのご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、従前の活動主体は「会員企業の関与税理士による代理送信の依頼」でしたが、平成25年度からは、この活動に加えてe-Tax手続きのうち、利用開始の手続きが非常に簡単であり、また、多くの会員企業の皆様方が行っている源泉所得税の納付に非常に便利な

「ダイレクト納付」の利用に向けた周知活動にも取り組んでおります。

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

このダイレクト納付の利用には、インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きですぐに開始することができますので、会員の皆様には、是非、納税にも、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

なお、すでにご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申し上げます。

関与税理士の方に  
お伝えください!

名古屋市内9法人会は、関与税理士への代理送信依頼活動に継続して取り組んでいます。会員企業の皆様には、関与税理士の方に対し、機会をとらえて「当社の申告は、e-Taxでお願いします。」とお伝えください。

# 「大規模法人合同講演会」

●令和元年10月25日(金) サイプレスガーデンホテル



名古屋国税局調査部長 川村俊明氏



調査審理課長 磯谷弘治氏

昭和法人会大規模法人部会では、10月25日(金)、昭和・熱田・中川・半田法人会の4法人会で「大規模法人部会の合同講演会」と「税務研修会」を熱田区金山のサイプレスガーデンホテルにて総勢81名(当会32名)の参加者により開催しました。

第一部の講演会には、講師に名古屋国税局調査部長 川村俊明氏をお迎えして、「スマート税務行政の実現に向けて」と題して講演いただきました。講演では、国税局や税務署の行政の現状や、今後スマホからもできる申告などスマートな税務行政の実現に向けてお話しいただいたほか、

大企業のコンプライアンス、国際課税の観点からBEP S(税源移譲と利益移転)などを交えた内容を、幅広い見識の下でわかりやすくお話しいただきました。

第二部の税務研修会は、講師に名古屋国税局調査部調査審理課長 磯谷弘治氏による「申告書作成のチェックポイント」と題して、法人税確定申告書の作成時に、日頃誤りの多い事項や注意点を詳しく解説いただきました。

## 大規模法人について、e-Tax(電子申告)が義務化されます!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、資本金等が1億円を超える法人が行う法人税・消費税等の申告は、e-Tax(電子申告)により提出しなければならないこととされました。

### ●対象税目・対象手続

「法人税及び地方法人税」並びに「消費税及び地方消費税」に係る確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書  
(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

### ●e-Taxすべき対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて  
(注意!) e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。また、2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

### ●対象法人の範囲

- ①内国法人のうち、事業年度開始時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
  - ②相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え国・地方公共団体

### ●適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

## ■ 9月度・12月度 税務研修会

令和元年9月25日(水) 名古屋市中小企業振興会館 会議室

9月25日、昭和税務署から副署長高木邦秀様、法人課税第一部門統括官井口雅之様、本会から副会長吉田英晃様を来賓にお迎えし、毎年この時期恒例となった税務研修会を開催しました。

税務研修会では、井口法人課税第一統括官様に講師をお願いし「統括官の独り言」と題し、10月に迫った消費税率の改正を中心としたお話をいただきました。

10月から実施される税率10%の増税と合わせて行われる軽減税率制度について、その対象品目や区分記載請求書等保存方式や適格請求書等保存方式などについて実務的な面

にも触れ詳しくご説明をいただきました。

質疑応答の時間では、参加した部会員も増税直前ということもあり大変多くの質問が飛び交いましたが、第一統括官は一つ一つ丁寧に非常に分かり易くお答えいただきました。参加者も、残された時間に会社においてすべきことを再認識した貴重な時間となりました。

一統様におかれましては着任早々のご多忙の中、大変貴重なご講話を頂き良い研修会となりました。

令和元年12月11日(水)  
サイプレスガーデンホテル

12月11日の税務研修会では、サイプレスガーデンホテルにて税理士・中小企業診断士である石黒晃様に講師をお願いし、多くの部会員の関心が高い「事業承継制度」をテーマとした研修会を実施しました。部会員の中には、これから代変わりし会社経営を担うものも多く、特に後継者問題と自社株を始めとする特例事業承継税制には関心が高い事項で、大変興味深い内容で中身の濃い研修会となりました。

研修会後は、懇談会の席上でも講師の方に質問する姿が見受けられ、久しぶりにしっかり勉強した一日となりました。

研修担当副部長 上村崇史



## ■ 親睦ボウリング大会

令和元年10月30日(水) スポーツ名古屋

10月30日、スポーツ名古屋にて恒例となりました青年部主催親睦ボウリング大会が開催されました。

本年も青年部会員のほか、昭和税務署から近藤署長を始め16名の職員の方々にも参加していただき、総勢37名での戦いがスタートしました。

今回は、会員拡大委員長の東原相信さんの緊張しながらも気合の入った司会進行で、青年部会の米本会長による開会宣言、挨拶の後、近藤署長と米本部長の両名による始球式が行われボウリング大会がスタートしました。

今大会も名プレー珍プレーの続出に各レーンで拍手、歓声が沸き、大変盛り上がり、試合結果は司会進行の気合を



そのままレーンにぶつけた東原さんが優勝となりました。

その後、青年部会メンバーは場所を移し、表彰式を兼ねた懇親会が行われ、美味しいお酒と食事をしながら盛り上がることができ、毎月でもボウリング大会を開催したくなりましたが、次回を楽しみにしております。

広報・渉外副委員長 朝井友也

## ■ 第33回 法人会全国青年の集い「大分大会」

令和元年11月7日(木)～8日(金)  
大分市 iichiko 総合文化センターほか

第33回法人会全国青年の集い「大分大会」が11月7日～8日に大分市にて開催されました。

米本部長率いる青年部会役員一同は、7日に租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地より選抜された局連の代表による素晴らしい取組を拝聴し、今後の活動の参考にすることができ大変有意義な時間となりました。8日午前中に米本部長は部会長サミットに参加され、テーマを「健康経営オリンピック」とし、青年部会の役割である次代を担う子供たちへ正しい税知識の啓発と税の使い道について考えてもらう租税教育活動をより一層普及・浸透させ、また未来を動かす行動の第一歩となる機会を創り出す熱い討論が行われました。

8日午後からはiichiko総合文化センターでの大会式典に参加し、大会スローガンを『湧きあがれ!未来を動かす熱きパワー～「豊の国おおいた」からの第一歩～』を掲げて、日本一の湧出量と温泉数を誇る「おんせん県」での開催ら



しく、全国の各青年部会も湧きあがる温泉のような熱い思いとパワーを持って租税教室活動への取組をされているのが伝わる式典でした。

記念講演では、アンミカ氏を講師に迎え、「ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動かす～」という演題で、それぞれ地域の未来を動かす若きリーダーとして常に前向きに考え行動する必要がある、その為には健康な心と体が必要であるとの講演を拝聴させて頂きました。

子供たちが、この国に生れて本当に良かったと思える日本の現実に向けて『法人会から日本を変える』という決意のもと、令和新時代スタートの年に未来が動き始めると感じることの出来る有意義な大会でした。

広報担当副部会長 川崎 諾

## ■ 租税教室の実施

12月4日(水)東郷町 高嶺小学校  
12月11日(水)昭和区 白金小学校  
12月16日(月)瑞穂区 御剣小学校  
1月16日(木)瑞穂区 高田小学校  
1月27日(月)昭和区 吹上小学校

青年部会では、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室を実施し本年度で5年目を迎えました。

この活動は青年部会員が管内の小学校に伺い講師となり、6年生の児童に税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために実施しており、今では全国的にも青年部会活動の中心的活動となっています。

そのため、講師役となる青年部会員は、事前に税務署が主催する講師養成研修を受講し、かつ、青年部会の中で実際に模擬授業を実施し、昨年までの講師を経験した部会員のアドバイスをもとに授業を目指し準備しました。

本年度は、朝井会員が12月4日の東郷町の高嶺小学校を皮切りに、11日に森田会員が昭和区の白金小学校で、16日に黒宮会員が瑞穂区の御剣小学校で行いました。



高嶺小学校での租税教室

年が明けた1月16日には黒宮会員が瑞穂区の高田小学校にて本年度2度目の登壇をし、そして27日に後藤(孝)会員が昭和区の吹上小学校でそれぞれ講師を勤めることとなっており、合わせて管内5校で7講義、合計278名を対象とした開催となりました。

講義を受けた小学校では、児童は真剣な眼差しで講師の話聞いてくれており、授業の中で1億円の束のレプリカを示した折には、1億円に殺到しその重さを実感していました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようになることを目標に、租税教育の事業を通し、社会貢献活動に励んでおります。

広報・渉外企画委員長 黒宮 淳司

## 9月例会 新署長を囲む意見交換会と税務研修会

令和元年9月11日(水) メルパルク名古屋



本年も、税務署の人事異動後恒例となりました「新署長を囲む意見交換会」と「税務研修会」を開催しました。

本年度は、日頃女性部会がお世話になっている昭和税務署の署長様と法人課税第一統括官様が異動されたことから、初めての顔合わせを大変楽しみにしておりました。

最初に、新たに着任された近藤龍彦署長様との意見交換会では、署長様が清須市のご出身であるとの伺い、とても柔らかな感じのやさしそうな親しみのあるお人柄で、今後とも法人会とは今後とも良好な関係の下で活動を支援していきたいと心強いお言葉を頂戴しました。また、これまでの勤務においてご苦労されたことや思い出深いこと、ご家族のことなど、

やさしく笑顔でお答えいただき、部会員も和やかな雰囲気の中で意見を交わしました。

また、お仕事に関することでは、相続・贈与や譲渡所得などの資産税に関する事務に長く携わって来られたそうで、私たちも最も関心の高い分野に精通されていることから、今後、研修会や講演会等を通じお話が伺えることを楽しみにし、これまでの苦労話などをお聞きしました。

また、昭和税務署長として、国民の皆様の信頼を失うことなく、適正・公平な課税を目指して調査・徴収に力を入れるとともに租税教育や税務コンプライアンスにも力を注ぎ、職員の方々をしっかりと指揮していくと抱負を語られました。

続いての税務研修会では、新たに着任された井口雅之法人課税第一統括官に講師をお願いし、「統括官の独り言」と題し、直近に迫った消費税率の引上げや軽減税率の問題など、ホットなテーマを中心に、井口統括官のこれまでの経験やエピソードなどを交え和気あいあいの雰囲気の中でわかりやすく説明していただきました。

## 社会貢献事業 「講演会&演奏会」

令和元年10月23日(水) メルパルク名古屋

第一部 講演会 「もう一度、自分の心にラブレター」

第二部 プレミアムコンサート 「家族で音楽に乾杯」～弦楽トリオで会場と共に歌う昭和歌謡～



昭和法人会女性部会では、10月23日(水)メルパルク名古屋にて、社会貢献事業「講演会とプレミアムコンサート」を開催しました。毎年恒例となったこの行事も、楽しみに待ちわびる方々も多く、本年も

約270名の方々にご参加いただき、大盛況の公演会となりました。

今年の第一部の講演会の講師は、日本レコード大賞や日本有線大賞受賞など多くの作詞を手掛けられた作詞家の荒木とよひさ氏をお招きして、「もう一度、自分の心にラブレター」と題して、学生時代に作詞作曲をした「四季の歌」から始まり、故三木たかし氏と手掛けられた多くの受賞曲の作詞、作家としての思いなどをお話していただきました。途中からは、第二部に出演予定の演奏家 甚目裕夫氏との掛け合いで、現在の演奏家活動などを面白おかしくお話していただきました。

第二部のプレミアムコンサートでは、甚目家が音

楽ファミリーとして初めて揃ってご出演いただき、ピアノ・ヴァイオリン・チェロのアンサンブルによるモーツァルトのクラシックに始まり、途中からはオペラ歌手の二宮咲子氏及び第一部出演の荒木とよひさ氏にも加わっていただき、昭和歌謡メドレーとして「時の流れに身をまかせ」「別れの予感」など荒木氏の作品を歌とともに演奏いただきました。最後には、参加者全員で「四季の歌」を歌って締めくくりました。

参加者の皆様は、懐かしい昭和歌謡に触れるなど

楽しいひと時を過ごすことができ、来年の出し物にも関心が寄せられる好評を得た催しとなりました。



## ■ 11月例会 税務署長講演会

令和元年11月20日(水) メルパルク名古屋

11月例会は、税を考える週間の一環として、本会・支部役員、青年部会員、女性部会委員が一堂に会し近藤昭和税務署長様の講演を拝聴しました。これまでの長年の資産税事務に従事した経験や作興の税務行政における重点的取組事項をわかりやすく説明され、中でも私たち女性にとって最も関心の高い相続や事業承継等のお話を大変わかりやすくお話を伺うことができました。

## ■ 12月例会 第5回「専務の出前講座」

～Q & A改正相続法と相続税対策～

令和元年12月13日(金) 名古屋市公会堂第一集会室

12月例会は、部会員から好評である第5回「専務の出前講座」を開催しました。今回の研修テーマは、事前に部会員に受講してみたい講座などのアンケートを実施した結果、相続に関することが一番多く、これをテーマに勉強会を開催しました。特に相続法については、民法が改正され「配偶者居住権」などが新設されたことから、参加者も初めて聞く制度に関心も高く、メモを取りながらの研修会となりました。

## PR 税を考える週間 街頭PR

令和元年11月17日(日) イオン八事店

女性部会では、11月17日、昭和税務連絡協議会が主催する「税を考える週間」行事の一環として実施されたチラシ配布等の街頭広報に参加しました。当日は、併せて協力団体が夏休みに募集した税に関する作品合同表彰式も開催され、受賞者や保護者の方も多数来場され、税の啓蒙活動として大きな盛り上がりを見せた一日となりました。



# 交換刺名上誌

(社名五十音順)

株式会社飯島産業

代表取締役社長

飯島大輔

株式会社 浅間製作所

代表取締役社長

星野 健

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役

浅井 鈺藏

常務取締役

浅井 啓介

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長

笠原 照基

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役

相羽 康人

相羽ばね工業株式会社

代表取締役

相羽 克俊

有限会社 川本緑化

代表取締役

川本 幸政

亀井ソフラン株式会社

代表取締役

亀井 直人

有限会社 岡善製作所

代表取締役

高木 努 予

専務取締役

高木 茂 年

株式会社 大久保工務店

代表取締役

大久保 盛史

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長

江場 千津子

株式会社 ウツノ

代表取締役

宇津野 真一

有限会社 高松製作所

代表取締役 水谷守一

名古屋牛乳株式会社

代表取締役 平井武敏

### 株式会社タイコー

代表取締役 赤羽廣一

株式会社 銅豊製作所

代表取締役社長 浅野慎介

株式会社 大栄商会

代表取締役 川村昌利

株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽繁生

セントラル交通株式会社

代表取締役 大和幹大

千代田合成株式会社

代表取締役 伊勢村昌吾  
専務取締役 伊勢村雄吾

建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木三四郎

株式会社 中部日栄

代表取締役 鈴木宏

協和電機株式会社

代表取締役 高柳秀孝

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 木全幸治

あけましておめでとうございます ●

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

株式会社 菱源畳店

代表取締役 菱 田 豊

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 荒 木 敏 男

**日本パッキング株式会社**

代表取締役社長 小 島 直 之

日本特殊陶業株式会社

代表取締役社長 尾 堂 真 一

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 大 島 卓

水金工事株式会社

代表取締役 水 谷 隆 夫

**丸美産業株式会社**

代表取締役社長 嶺 木 一 志

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高 村 重 好

マドラス株式会社

代表取締役社長 岩 田 達 七

**ブラザー工業株式会社**

代表取締役社長 佐 々 木 一 郎

フジパンググループ本社株式会社

代表取締役社長 安 田 智 彦

# ワイクリード株式会社

代表取締役社長 **吉田英晃**

アフラック代理店

株式会社ライフスマイル西本

代表取締役社長 **西本一子**

取締役営業本部長 **西本賢太郎**

# 株式会社山本五務店

代表取締役 **山本悦司**

合資会社 山金ポンプ製作所

代表社員 **米本卓弘**

# 山勝株式会社

代表取締役社長

**森 昭 勝**

# ミズショー株式会社

代表取締役 **橋本 衛**

一般社団法人 **昭和法人会**

会長 **柴垣信二**

事務局一同

アフラック 愛知総合支社

支社長 **山内浩子**

AIIG損害保険株式会社

東海・北陸地域事業本部

本部長 **本間辰夫**

大同生命保険株式会社  
名古屋南支社

支社長 **重松正人**

第二営業課長 **北野康仁**



# 企業情報・格付情報照会サービス

一般社団法人愛知県法人会連合会 - AGS(株) 提携

## 取引先・仕入先の取引審査と与信管理をお手伝いします！

- 入会金・月々の基本料金不要
- 金融機関の融資審査ノウハウを応用
- 取引先情報の変化をメールでお知らせ



ネットで簡単！

リアルタイムで企業の信用情報を収集できます！

スコアリング信用格付	信用状態を9段階で格付	800円/件
企業情報	業績・評点・概況・履歴他	1,200円/件
財務情報	財務5帳票	2,000円~/件
継続管理	管理ファイル利用料金	1,000円~/月

(税別)

詳細・お申込は <https://www.agss.co.jp/nw/aichi/>

**AGS株式会社**

法人企画部

TEL: 048-877-3359

メール: [hojinkai.ml@agss.co.jp](mailto:hojinkai.ml@agss.co.jp)



# インターネットセミナーのご案内

**会員無料**

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

## 会員限定ID・パスワード

ID	<b>hj1813</b>
パスワード	<b>9677</b>

**500本以上から見放題!**

## 視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ IDとパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ 「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ

▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ セミナー視聴画面

# 謹賀新年

今年も法人会の

福利厚生制度の普及を通じ

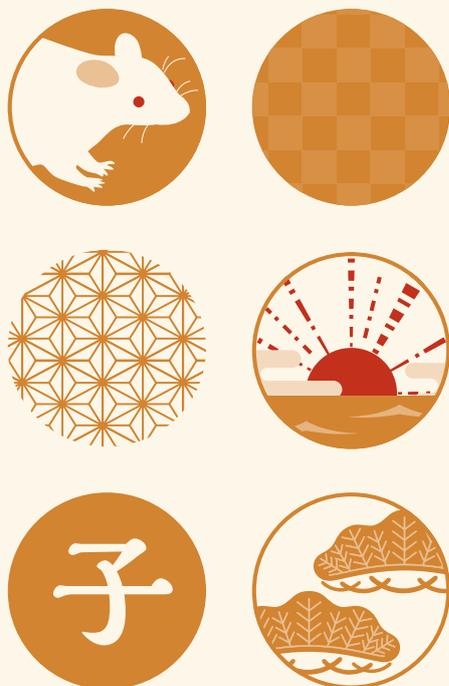
会員企業とそのご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も

何卒よろしくお願い申し上げます

令和二年



(引受保険会社)

**Aflac アフラック**

愛知総合支社

〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

## 昭和法人会 当面の行事予定

令和2年 1月~5月

1月14日(火)	女性部会1月例会	メルパルク名古屋	13:30~	2月25日(火)	決算期別説明会	中小企業振興会館	14:00~
1月28日(火)	【県連】事務局員研修会	大同生命ビル	10:00~	3月5日(木)	【東海法連】第74回東海法連大会	ホテルナゴヤキャッスル	13:30~
1月31日(金)	【県連】正副会長会・理事会・賀詞交換会	名鉄ニューグランドホテル	16:00~	3月13日(金)	【県連】専務理事会議	大同生命ビル	16:00~
2月3日(月)	【県連】専務理事会議	大同生命ビル	16:00~	4月15日(水)	正副会長会・理事(監事)会	メルパルク名古屋	14:00~
2月4日(火)	正副会長会・理事(監事)会	メルパルク名古屋	15:00~	4月16日(木)	【全法連】全国女性フォーラム愛媛大会	愛媛国際貿易センター	終日
2月7日(金)	愛知ブロック経営講演会(講師:こころ亭久茶氏)	東郷町商工会館ホール	15:00~	4月20日(月)	女性部会第8回通常総会	メルパルク名古屋	13:30~
2月13日(木)	名古屋市市内合同講演会(講師:宮家邦彦氏)	日本特殊陶業市民会館	13:30~	4月21日(火)	青年部会第8回通常総会	メルパルク名古屋	17:00~
2月19日(水)	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会	ホテルナゴヤキャッスル	15:30~	4月25日(土)	【県連】正副会長会・理事会	名鉄グランドホテル	12:00~
2月21日(金)	青年部会名古屋法人会兼拡大推進教養講座	名古屋栄東急REIホテル	19:00~	5月下旬	第8回通常総会・創立70周年(社団化40周年)記念式典	メルパルク名古屋	

### 昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

ブラザー工業(株)	伊藤 敏宏	(株)K&S	川崎 諾
ブラザー不動産(株)	神谷 陽志	ソウジャパン(株)	村尾 恵理子
日本パーツ機器(株)	後藤 秀臣		

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から**総合型V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

新登場!  
総合型V Lタイプα

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Lタイプα**：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**Mタイプ**：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

名古屋南支社/名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)  
TEL 052-331-3360

**AIG** AIG損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)  
TEL 052-857-1400

F-2019-1009(2019年8月9日)  
19-073022 2021-8

